

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 機構の行う無利子貸付けの業務の期限延長

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が令和十三年三月三十一日までの間、会社の経営基盤の強化を図るため引き続き行う業務として、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うことを追加するものとする。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第五条関係）

二 機構による利子補給金の支給の業務の規定の削除

国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、機構が当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができる旨の規定の追加は、行わないものとする。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第六条関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。